

議案第36号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和30年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>（口頭審理）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し提出者がこれに署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月19日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

審査申出書及び口述書の押印を廃止したいので、この案を提出するものである。